



弁護士 岡 正俊
狩野・岡・向井法律事務所

Vol.8

★残業代と会社の時間管理

年が明けてから1か月ほどたちましたが、今年最初のニュースレターです。

皆様、本年もよろしくお願ひ申し上げます。

この年末年始は9連休という方多かったですと思いますが、私も9連休をとらせていただきました。ただ9連休といつても、旅行などに行ったわけでもなく、昨年内は残務処理、年賀状作成、大掃除などで時間をとられ、ようやく大晦日からお正月にかけて、妻と私の両方の実家に行ったくらいですが。

実は義父も弁護士をしていて、妻の実家に行ったときは、だいたい二人でお酒を飲みながら、義父が携わった事件や苦労話など、色々と話を聞いています。義父は今年80歳になるのですが、今でも現役バリバリで仕事をしており、私のような特定の分野専門の弁護士とは異なり、様々な分野に精通

しております、話を聞くと大変参考になります。

ところで、私のかかわった事件では、昨年の暮れから今年にかけて、複数の残業代請求事件（もちろん請求される側です）で、和解によって終了したり、逆に調停がまとまらなかつたりした件がありました。

ある事件では、労働者が残業申請の時間よりも長く労働していた可能性は認めながらも、労働時間の管理が厳格になされていること等を理由に、その時間は労働時間には当たらないという裁判官の判断のもと、会社側に有利に和解を進めることができました。

管理者の不在や業務多忙等により、労働時間を厳格に管理するのは難しい面もありますが、きちんと管理すれば残業代請求が否定される場合もあることを改めて認識しました。

また、別の事件ではこういうこ

Labor-management.net News Vol.8

労働組合対応、労基署対応、使用者側の労務トラブルを弁護士岡正俊が解決！

ともありました。通常、運送業では、お客様（発注者）のところに荷物を積みに行くために、運転手は、お客様から指定された時刻に間に合うように、早めに出発するため、早く到着してしまい、積み込みが開始されるまで待機せざるをえず、その待機時間が労働時間か？という問題が発生します。

そこで、ある会社では、運転手の判断で早めに出発させることをさせず、会社が指定した時刻に出発することを徹底し、待機時間をなくすようにしました。これだと、渋滞等によりお客様のところに到着するのが遅れる可能性がありますが、そこは会社がお客様に説明し、理解をいただきました。

また、その会社では、荷物の積み込み時間中についても、運転手が積み込み場所から離れることができ、運転手は積み込みの終了時刻がだいたい分かっているので、その時刻に戻ることができました。

このような事案では、裁判所も、荷物の積み込みの待ち時間を休憩時間と認めてくれました。

また、別の事件では、固定残業代について、裁判官から「固定残業代であれば、固定残業手当という名目にすれば良いのに、違う名目にするから、何か意図があるんじゃないかなと思ってしまうんですね。」などと言われ、もう少し解決金を上積みするよう求められました。

しかし、会社側は実労働時間に基づいて計算した残業代と固定残業代との差額を支払っていたため、会社側も強気に出たところ、裁判官は相手を説得してくれ、低い金額で和解できました。

一般的に、残業代請求事件では、会社側に厳しく、会社の言い分が認められないケースが多いですが、上記の各事案では、会社がきちんと対応していれば、会社の言い分が認められることもあると再認識できました。

もっとも、きちんと対応するというのが一番難しいところで、それができればやっているということかもしれません。